

「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」 の素案について

令和 3 年 2 月 2 日
県 民 生 活 課

1 目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村の相互の連携協力の下に、交通事故の防止を図ること。
- (2) 歩行者、自転車利用者及び自動車等（道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転する者が、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、道路の交通におけるそれぞれの特性を理解すること。

3 県の責務

- (1) 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体、市町村及び国と連携し、並びに協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が行う自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずるものとする。

4 自転車利用者の責務

- (1) 自転車利用者は、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者であることを自覚し、自転車の利用に当たっては、道路の交通に関する法令を遵守するほか、交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- (2) 自転車利用者は、冬期間においては、その道路の状況を考慮して、自転車を安全で適正に利用し、又は自転車の利用を取りやめるように努めるものとする。

5 県民の責務

- (1) 県民は、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。
- (2) 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

6 事業者の責務

- (1) 事業者は、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、その事業活動において自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。
- (2) 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うように努めるものとする。
- (3) 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

7 交通安全団体の責務

- (1) 交通安全団体は、道路の交通に関する法令の遵守に関する啓発その他の自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。
- (2) 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するように努めるものとする。

8 啓発活動

- (1) 県は、自転車の安全で適正な利用についての県民の関心と理解を深めるために、自転車安全確認の日を設けるほか、自転車の点検及び整備並びに自転車損害賠償責任保険等の加入の状況の確認を促すための広報その他の啓発活動を行うものとする。
- (2) 自転車安全確認の日は、5月15日とする。

9 教育の充実

- (1) 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるための教育を行うものとする。
- (2) 県は、幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるための教育が行われるように、必要な施策を講ずるものとする。
- (3) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるように、必要な教育を行うように努めるものとする。

10 交通事故の防止のための措置等

- (1) 自転車利用者、その事業活動において従業員に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付事業者（自転車の貸付けを業とする事業者をいう。以下同じ。）は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面への反射器材の備付けその他の交通事故の防止のための措置を講ずるように努めるものとする。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用のヘルメットを着用させるように努めなければならない。
- (3) 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）の家族その他の者は、当該高齢者が自転車を利用するときは、当該高齢者に対し、乗車用のヘルメットの着用その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な配慮をするように助言し、及び必要な支援を行うように努めなければならない。

1 1 自転車の点検及び整備

- (1) 自転車利用者、その事業活動において従業員に自転車を利用させる事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、定期的な点検及び整備を行うように努めるものとする。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び整備を行うように努めるものとする。

1 2 道路交通環境の整備

県は、国、市町村及び交通安全団体その他の関係団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができるように、道路交通環境の整備を図るものとする。

1 3 自転車損害賠償責任保険等への加入

- (1) 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該参加の措置が講じられているときは、この限りでない。
- (2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該参加に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該参加の措置が講じられているときは、この限りでない。
- (3) 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該参加に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。
- (4) 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

1 4 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

- (1) 自転車の小売を業とする事業者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を購入し、整備し、又は修理しようとする者（以下「自転車購入者等」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するように努めなければならない。
- (2) 自転車小売業者は、前項の規定による確認をすることができないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するように努めなければならない。
- (3) 自転車貸付事業者は、自転車を借り受けた者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。

1 5 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供等

県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等に係る保険者、交通安全団体その他の関係団体及び教育機関と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するために、県民及び事業者への自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 6 市町村の条例との関係

自転車の安全で適正な利用の促進について、市町村の条例の規定により、この条例の規定による自転車の安全で適正な利用を促進するための措置と同等以上の措置が講じられると知事が認めるときは、当該市町村の区域については、当該規定は適用しない。